

中央卸売市場（南港市場除く）発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度 大阪市中央卸売市場施設管理システム保守業務委託	10-01:情報処理	富士通Japan(株)	9,088,200	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	-
2	令和8年度 大阪市中央卸売市場業務システム仮想統合基盤保守業務委託	10-01:情報処理	富士通Japan(株)	8,626,750	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	-
3	令和8年度 大阪市準公営企業財務会計システム保守業務委託	10-01:情報処理	(株)NTTデータ九州	24,243,780	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	-
4	令和8年度大阪市中央卸売市場情報システム保守・運用業務委託	10-01:情報処理	日本電気(株)関西支社	35,525,600	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	-
5	令和8年度大阪市中央卸売市場本場市場使用料等収納委託	13-26:その他	大阪市水産物卸協同組合	6,050,000	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	-
6	令和8年度大阪市中央卸売市場本場市場使用料等収納委託	13-26:その他	大阪本場青果卸売協同組合	7,330,000	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	-
7	令和8年度大阪市中央卸売市場本場市場使用料等収納委託	13-26:その他	大阪市中央卸売市場総合直売協同組合	1,790,000	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	-

8	令和8年度大阪市中央卸売市場本場エレベーター・エスカレーター設備保守業務委託	01-02:機械設備等保守点検	フジテック(株)近畿統括本部	13,728,000	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	-
9	令和8年度 大阪市中央卸売市場東部市場市場使用料等収納委託(水仲)	13-26:その他	大阪市東部水産物卸協同組合	1,850,000	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	-
10	令和8年度 大阪市中央卸売市場東部市場市場使用料等収納委託(青仲)	13-26:その他	大阪東部市場青果卸売協同組合	1,650,000	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	-
11	令和8年度大阪市中央卸売市場東部市場配送加工センター棟エレベーター設備保守業務委託	01-02:機械設備等保守点検	ダイコー(株)大阪支店	2,678,280	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	-
12	令和8年度大阪市中央卸売市場東部市場青果卸売場棟・仲卸売場棟エレベーター設備保守業務委託	01-02:機械設備等保守点検	三精テクノロジーズ(株)	1,933,800	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	-
13	令和8年度大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟エレベーター設備保守業務委託	01-02:機械設備等保守点検	三菱電機ビルソリューションズ(株)関西支社	7,163,640	令和8年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	-

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和8年度 大阪市中央卸売市場施設管理システム保守業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

大阪市中央卸売市場施設管理システムは、本場・東部市場の施設使用情報をデータベース化し電算処理を行うことにより、市場内業者に対する使用料の計算、請求関係書類の作成等、毎月発生する膨大な事務処理など、本場・東部市場にかかる施設使用許可、各種使用料調定等業務の効率化・迅速化を図るものである。このシステムの安定的な運用は、市場業務の円滑な遂行のために重要であり、十分なメンテナンスを行い、安定稼動および障害の未然防止・迅速な回復を行うことが求められている。そのため、本保守業務を行うにあたっては、システム化した業務内容、プログラム内容、データ構造等を設計し、従前の稼働を保証してきた業者に引続き委託することが必須である。

よって、本システムの開発業者でありプログラムの著作権を一部留保する富士通 Japan 株式会社と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部局

大阪市中央卸売市場 総務課（電話番号 06-6469-7914）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和8年度 大阪市中央卸売市場業務システム仮想統合基盤保守業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

中央卸売市場業務システム仮想統合基盤は、中央卸売市場が保有する施設管理システム・市場情報システムの2つのシステムを稼働させるための仮想化技術を採用したシステム基盤である。このシステムの安定的な運用は業務の円滑な遂行のために重要であり、十分なメンテナンスを行い、安定稼働および障害の未然防止・迅速な回復を行うことが求められている。そのため、本保守業務を行うにあたっては、システムの設計及び構築を行い、従前の稼働を保証してきた業者に引続き委託することが必須である。

よって、本システムの構築業者であり、現在の保守業者である富士通 Japan 株式会社と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当

大阪市中央卸売市場 総務課（電話番号 06-6469-7914）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和8年度 大阪市準公営企業財務会計システム保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社N T T データ九州

3 随意契約理由

大阪市準公営企業財務会計システム（以下、「本システム」という。）は、企業会計事務に関する収入管理・支出管理・総勘定元帳管理・固定資産管理などの機能を有し、本場及び東部市場の各種業務で発生する膨大な事務処理を迅速かつ効率的に処理するために導入したシステムである。

本システムの安定的な運用は市場業務の円滑な遂行のために極めて重要であり、本システムを熟知する事業者により計画的にメンテナンスを行い、障害の未然防止及び障害発生時の迅速なシステムの復旧を行うことが求められる。

本システムは、株式会社N T T データ九州（以下、「N T T データ九州」という。）が開発したパッケージソフトである Live Financial を、株式会社N T T データ関西（以下、「N T T データ関西」という。）がカスタマイズしてシステム構築を行い、平成 24 年度から運用を開始したシステムである。

この間、N T T データ関西にシステム保守業務を委託してきたものであるが、今般、本システム保守事業について、N T T データ関西からN T T データ九州に対して事業を承継し、かつ令和 7 年度をもって本システム保守事業からは撤退する旨、通知を受けた。

N T T データ九州は本システムの元となったパッケージソフトである Live Financial の開発事業者であり、令和 7 年度に実施した本システムのOS 更新業務の受託事業者でもあることから、本システムの内部構造を熟知している。また、N T T データ関西からは、本システムの運用・保守に関するノウハウを承継している。

よって、本システムを熟知している唯一の事業者であるN T T データ九州と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

5 担当

大阪市中心卸売市場 総務課（電話番号 0 6 - 6 4 6 9 - 7 9 1 4）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市中央卸売市場情報システム保守・運用業務委託

2 契約相手方

日本電気株式会社関西支社

3 随意契約理由

大阪市中央卸売市場情報システムは、本場・東部市場の各卸売業者と開設者間を通信ネットワークで結び、日々発生する膨大な取引情報をデータベース化し、演算処理を行うことにより、法令による取引結果の公表及び市民への情報提供を迅速に行っている。そのため、システム障害が市場業務へ及ぼす影響は大きく、十分なメンテナンスを行うことで安定稼働を確保し、システム障害の未然防止及び障害時の迅速な回復を行う必要がある。さらに、日常運用業務においては、日々、卸売業者から送られるデータについて、限られた時間でデータの受信確認から加工までを円滑に行い、定刻に情報提供を行う必要があり、障害発生時には障害情報を収集・整理し、処理データ内容や操作上の問い合わせなどのためのヘルプデスク対応も求められるため、オペレーターの常駐対応が必要である。また、障害監視の一環として、情報センターに設置されている2つのシステム及び市場内LANに係る機器類の監視について、日常の対応が必要である。

本業務を行うにあたっては、システム化した業務内容、プログラム内容、データ構造、卸売会社とのデータ連携の仕組、ネットワーク等を熟知していることが不可欠である。また、システムに関する障害発生時の障害原因の切り分けから迅速な対応及び速やかな復旧、障害未然防止策等、システムの安定稼働及び情報センターのセキュリティを確保する必要がある。よって、保守業務と運用業務を一括して本システムの開発・構築業者である日本電気株式会社に委託する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部局

大阪市中央卸売市場 企画課（電話番号 06-6469-7935）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和8年度大阪市中心卸売市場本場市場使用料等収納委託

2 契約の相手方

大阪市水産物卸協同組合

3 随意契約理由

市場使用料等の納入義務者（以下、組合員）は、各業種別に組合団体を組織しており、その運営のために事務局を設置し職員を配置している。

組合団体の事務局では日頃から、本市や組合員と相互に業務の調整や、情報共有を行うなど密に連携しており、現場の状況に精通している。

また組合費等諸経費の徴収事務や、決済代行機能も有していることから、収納の際に口座不能等があった場合は、直接徴収を行うなど、組合員の収納状況についても把握している。

したがって、本市が直接収納事務を行うよりも、その知識や技能を活用することで、迅速かつ効果的に組合員から市場使用料等を収納することができる。

よって本委託は、根拠法令に基づき随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場本場業務管理グループ（電話番号 06-6469-7955）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和8年度大阪市中心卸売市場本場市場使用料等収納委託

2 契約の相手方

大阪本場青果卸売協同組合

3 随意契約理由

市場使用料等の納入義務者（以下、組合員）は、各業種別に組合団体を組織しており、その運営のために事務局を設置し職員を配置している。

組合団体の事務局では日頃から、本市や組合員と相互に業務の調整や、情報共有を行うなど密に連携しており、現場の状況に精通している。

また組合費等諸経費の徴収事務や、決済代行機能も有していることから、収納の際に口座不能等があった場合は、直接徴収を行うなど、組合員の収納状況についても把握している。

したがって、本市が直接収納事務を行うよりも、その知識や技能を活用することで、迅速かつ効果的に組合員から市場使用料等を収納することができる。

よって本委託は、根拠法令に基づき随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場本場業務管理グループ（電話番号 06-6469-7955）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和8年度大阪市中央卸売市場本場市場使用料等収納委託

2 契約の相手方

大阪市中央卸売市場総合直売協同組合

3 随意契約理由

市場使用料等の納入義務者（以下、組合員）は、各業種別に組合団体を組織しており、その運営のために事務局を設置し職員を配置している。

組合団体の事務局では日頃から、本市や組合員と相互に業務の調整や、情報共有を行うなど密に連携しており、現場の状況に精通している。

また組合費等諸経費の徴収事務や、決済代行機能も有していることから、収納の際に口座不能等があった場合は、直接徴収を行うなど、組合員の収納状況についても把握している。

したがって、本市が直接収納事務を行うよりも、その知識や技能を活用することで、迅速かつ効果的に組合員から市場使用料等を収納することができる。

よって本委託は、根拠法令に基づき随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場業務管理グループ（電話番号 06-6469-7955）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和8年度大阪市中央卸売市場本場エレベーター・エスカレーター設備
保守点検業務委託

2 契約の相手方

フジテック株式会社 近畿統括本部

3 随意契約理由

本保守委託は市場東棟、関連棟及び配送加工棟に設置しているエレベーター・エスカレーター設備の保守点検並びに緊急時の故障対応を行うものであるが、当該設備はすべてフジテック株式会社が設計・施工したものである。

したがって、当該設備の保守点検並びに緊急時の故障対応については、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要で、ハード及びソフトについて製造業者の専門技術及び知識が不可欠であり、その技術情報は当該エレベーターの製造者であるフジテック株式会社のみが有している。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7966）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和 8 年度大阪市中心卸売市場東部市場市場使用料等収納委託

2 契約の相手方

大阪市東部水産物卸協同組合

3 随意契約理由

市場使用料等の納入義務者は、各業種別に団体を組織しており、その運営のために事務局を設置し職員を配置している。

各団体の事務局では日頃から市場使用料等の納入義務者と業務の調整を行うなど密接な関係にあり、市場使用料等の納入義務者の状況についても熟知しているとともに、組合費等の諸経費を徴収している。

また、本契約と同内容で昭和 45 年から収納委託を実施しており、これまで確実に契約内容を履行しており、本市が直接収納事務を行うよりも迅速かつ的確に納入義務者から市場使用料等を徴収して市に収納することができる。

よって上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項 2 号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場東部市場 業務管理グループ（電話番号 06-6756-3901）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和 8 年度大阪市中心卸売市場東部市場市場使用料等収納委託

2 契約の相手方

大阪東部市場青果卸売協同組合

3 随意契約理由

市場使用料等の納入義務者は、各業種別に団体を組織しており、その運営のために事務局を設置し職員を配置している。

各団体の事務局では日頃から市場使用料等の納入義務者と業務の調整を行うなど密接な関係にあり、市場使用料等の納入義務者の状況についても熟知しているとともに、組合費等の諸経費を徴収している。

また、本契約と同内容で昭和 45 年から収納委託を実施しており、これまで確実に契約内容を履行しており、本市が直接収納事務を行うよりも迅速かつ的確に納入義務者から市場使用料等を徴収して市に収納することができる。

よって上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場東部市場 業務管理グループ（電話番号 06-6756-3901）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和8年度大阪市中心卸売市場東部市場配送加工センター棟エレベーター設備保守業務委託

2 契約の相手方

ダイコー株式会社大阪支店

3 随意契約理由

本保守業務委託は配送加工センター棟に設置しているエレベーター設備の維持管理を行うものである。

同設備を保守管理するに際し、常時安全に運転できるような状態にしておく必要があり、また、故障の際は迅速かつ確実に復旧する必要がある。

点検整備にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要で、構造及び制御について製造業者の技術情報も不可欠である。

当該エレベーターの製造業者であるダイコー（株）は、本設備を施工し設備の補修工事、修繕等を行っており上記の条件を満たしている。

よって、当該設備の維持管理・安全性を確保するための保守管理責任の一元化を図ることができる唯一の業者はダイコー（株）であるため、上記業者と契約締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備グループ（電話番号 06-6756-3956）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和8年度大阪市中心卸売市場東部市場青果卸売場棟・仲卸売場棟エレベーター設備保守業務委託

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ株式会社

3 随意契約理由

本保守業務委託は青果卸売場棟・仲卸売場棟に設置しているエレベーター設備の維持管理を行うものである。

同設備を保守管理するに際し、常時安全に運転できるような状態にしておく必要があり、また、故障の際は迅速かつ確実に復旧する必要がある。

点検整備にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要で、構造及び制御について製造業者の技術情報も不可欠である。

当該エレベーターの製造業者である三精テクノロジーズ(株)は、本設備を施工し設備の補修工事、修繕等を行っており上記の条件を満たしている。

よって、当該設備の維持管理・安全性を確保するための保守管理責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三精テクノロジーズ(株)と契約締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備グループ（電話番号 06-6756-3956）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和8年度大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟エレベーター設備保守業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ株式会社関西支社

3 随意契約理由

本保守業務委託は仲卸売場棟に設置しているエレベーター設備の維持管理を行うものである。

同設備を保守管理するに際し、常時安全に運転できるような状態にしておく必要があり、また、故障の際は迅速かつ確実に復旧する必要がある。

点検整備にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要で、構造及び制御について製造業者の技術情報も不可欠であり、その技術情報は当該設備の製造者である三菱電機（株）のみが有している。

当該エレベーターの製造業者である三菱電機（株）は、昇降機事業全般を同社の系列会社である三菱電機ビルソリューションズ（株）に移管している。

よって、当該設備の維持管理・安全性を確保するための保守管理責任の一元化を図ることができる唯一の業者は三菱電機ビルソリューションズ（株）であるため、上記業者と契約締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備グループ（電話番号 06-6756-3956）